

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【214】
2. 日時：令和2年6月10日 10時10分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム
義崎管理官補佐、片桐主任安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社
原子力設備管理部 課長 他20名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、非常用電源設備の要目表等、令和2年5月22日付けで書面にて確認した内容に対する「工事計画に関するヒアリングにおける事前確認（非常用電源設備）」について、令和2年3月23日、令和2年5月29日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【非常用電源設備の要目表等】

- 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプの設定値根拠書における揚程の算出に用いている「配管及び弁類の圧力損失」に関して、流路及び算出の考え方を説明すること。
- タンクローリ（16kL、4kL）の設定値根拠書における必要容量に関して、初期供給時間、連続供給間隔及び各負荷への供給順序等を明確にした上で、算出の考え方を説明すること。
- 各蓄電池の容量計算に用いる換算時間（K値）に関し、容量換算係数グラフで読み取れない時間のK値について算出過程を説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

規制庁配布資料

- ・工事計画に関するヒアリングにおける事前確認について（非常用電源設備）